

令和2年 第3回臨時会

美 瑛 町 議 会 会 議 録

5月11日 開会

美 瑛 町 議 会

議 事 日 程

令和 2 年第 3 回美瑛町議会臨時会

令和 2 年 5 月 1 1 日午前 9 時 3 0 分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 議会運営について（議会運営委員会審査報告）
- 第 3 会期の決定について
- 第 4 議案第 1 号 美瑛町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正について
- 第 5 議案第 2 号 美瑛町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正について
- 第 6 発議第 1 号 美瑛町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 第 7 議案第 3 号 令和 2 年度美瑛町一般会計補正予算（第 2 号）について
- 第 8 議案第 4 号 令和 2 年度美瑛町水道事業会計補正予算（第 1 号）について

追加議事日程

令和2年第3回美瑛町議会臨時会

令和2年5月11日

第3の2 緊急質問〔八木幹男議員〕

○出席議員（13名）

1番	保田	仁	議員	
2番	坂田	美香	議員	
4番	濱田	洋一	議員	
5番	大坪	正明	議員	
6番	中村	俱和	議員	
7番	穂積	力	議員	
8番	桑谷	覺	議員	
9番	高田	紀子	議員	
10番	野村	祐司	議員	
11番	青田	知史	議員	
12番	山本	賢一	議員	
13番	八木	幹男	議員	
議長	14番	佐藤	晴観	議員

○欠席議員（1名）

3番	増山	和則	議員
----	----	----	----

○出席説明員

町	長	角 和 浩 幸 君
副	町 長	池 田 由 行 君
会 計 管 理 者		鈴 木 貴 久 君
総 務 課 長		小 杉 昌 敏 君
まちづくり推進課長		今 瀧 毅 君
移住定住推進室長		高 島 和 浩 君
税 務 課 長		川 合 実智代 君
住 民 生 活 課 長		高 木 比斗志 君
保 健 福 祉 課 長		今 野 聖 貴 君
地域包括支援センター所長		高 崎 史江里 君
子ども・子育て支援室長		檜 山 尚 代 君
商工観光交流課長		栗 原 行 可 君
文化スポーツ課長		平 間 克 哉 君
農 林 課 長		吉 川 智 巳 君
建 設 水 道 課 長		山 下 浩 史 君
水 道 整 備 室 長		長 野 克 哉 君
町立病院事務局長		観 音 太 郎 君
総 務 課 長 補 佐		鈴 木 誠 君
総 務 課 財 政 係 長		松 岡 歩 君
教 育 長		千 葉 茂 美 君
管 理 課 長		梶 原 祐 治 君
図 書 館 長		山 上 修 司 君
農 業 委 員 会 会 長		川 崎 章 道 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長		富 田 敏 博 君
代 表 監 査 委 員		大 西 宣 充 君

○書記

事務局長 新村 猛 君
次 長 才 川 育 世 君

開会挨拶

○議長（佐藤晴観議員） 皆さん、おはようございます。早朝よりご参集をいただきまして、ありがとうございます。4月の臨時会の終わりにマスクの話をしたところ、ご覧のとおり川崎会長に僕がマスクが無くて困ってるという話をしたところ、お気遣いいただきまして、すっかりお揃いのマスクとなっておりますが、こんな僕のようなですね、顔のでかく態度もでかい者もですね、すっぽりと包んでくれる、そんな優しさに包まれたマスクで心地よく喋らせていただいているところでございます。ありがとうございます。

3番増山議員でございますが、以前からの療養、病気治療ですね、のためにまた病院へ行って戦っているというところでございますので、1日も早い復帰を願うところでございます。そして今日の臨時会、いつもどおり慎重審査をお願い申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。

開会及び開議宣告

○議長（佐藤晴観議員） ただいまから、令和2年第3回美瑛町議会臨時会を開会します。本日の会議を開きます。ただいまの出席議員は13人であります。

美瑛町町民憲章の朗唱

○議長（佐藤晴観議員） これから、美瑛町町民憲章の朗唱を行います。ご起立願います。

（全員起立して町民憲章の朗唱を行う）

（朗唱文の記載を省略する）

招集挨拶

○議長（佐藤晴観議員） 角和町長から、本臨時会招集の挨拶があります。

（「はい」の声）

角和町長。

（町長 角和 浩幸君 登壇）

○町長（角和浩幸君） 皆さま、おはようございます。令和2年第3回美瑛町議会臨時会に、議

員の皆さまのお集まりで開催をいただきましたことに心から御礼を申し上げます。また、4月に開催をしていただきました臨時会から2週間ちょっとでございます。間を置かず開催をしていただきまして、また、日頃より町行政にご指導賜りまして、心から感謝を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴いまして、緊急事態宣言、または道の休業要請が延長される中での臨時会となっております。ゴールデンウィークもございましたけれども、この間、外出自粛ですとか休業要請などに応じて、ご協力をいただきました全ての町民の皆さまに心から感謝を申し上げます。おかげさまで現在、美瑛町内で新たな感染者の確認はされていない訳ではございますけれども、長引きます緊急事態宣言、または休業要請を受けまして、美瑛町内の事業者さん、大変大きな影響を受けているところでございます。後ほど詳しく提案理由につきましてご説明をさせていただきますけれども、今臨時会におきましては、不況の只中にいらっしゃる事業者の皆さまに向け、ご支援をさせていただく事業を、継続をしていただくための給付金などの創設などについて、ご提案をさせていただきたいと考えているところでございます。一律によるご支援と、あるいは営業収益の減少分に応じたご支援の仕方など両面、多角的な面からのご支援策について考えているところでございます。

また、国の補正予算も成立をいたしました。国あるいは北海道の支援事業についてもこれから始まってまいります。ここの部分につきましても補正予算の中でご提案をさせていただく次第でございます。ただいま美瑛町といたしましては、美瑛町社会福祉協議会さんの大きなご協力のもとで、一部、事実上の前倒しの支給をさせていただいてる部分もございますけれども、改めまして、速やかに迅速に遅滞なく、町民の皆さまのお手元に届くように全力を期すところでございます。

今回、ご提案申し上げますのは、前回に続きまして第2弾目の美瑛町としての対策という位置付けでございますけれども、刻々と情勢が変わっております中で、もちろん第3弾に向けて柔軟に対応していくことは勿論でございますし、予算措置の伴わない日常業務の中で対応できる部分につきましても、自治体らしくきめ細かく対応してまいりたいと存ずる次第でございます。町会議員の皆さま方に、慎重なるご審議を賜り、またご協力を賜りますようお願いを申し上げます。オール美瑛の皆さまの力でこの難局、共に乗り切ってまいりたいと考えているところでございます。

それでは、本臨時会にご提案申し上げます議案についてご説明を申し上げます。

議案第1号、美瑛町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正について及び議案第2号、美瑛町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正については、新型コロナウイルス感染症の拡大による町民生活への影響を鑑み、町長、副町長及び教育長の期末手当の減額を実施するため、両条例を改正するものでございます。

議案第3号、令和2年度美瑛町一般会計補正予算（第2号）については、新型コロナウイルス

ス感染症対策に要するマスク等の購入費用と、マスクを町内全戸に配布するための郵送料、北海道の休業要請に応じた事業者に対する支援金の町独自の上乗せ支援金、町独自の経営支援策として実施する町内企業への経営持続化支援事業補助金及び国の特別定額給付金と子育て世帯への臨時特別給付金に係る事業費の追加であります。

議案第4号、令和2年度美瑛町水道事業会計補正予算（第1号）については、新型コロナウイルス感染症に係る上水道料金の減免事務に要する会計年度任用職員の雇用に伴う人件費の追加であります。

以上、議案4件についてご提案申し上げますので、慎重なるご審議をいただきお認めいただきますよう、よろしくお願いいたします。以上でございます。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（佐藤晴観議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第126条の規定によって、4番濱田洋一議員と10番野村祐司議員を指名します。

諸般の報告

○議長（佐藤晴観議員） これから、諸般の報告を行います。

議会事務局長。

○事務局長（新村 猛君）

（諸般の報告を省略する）

（報告文の記載を省略する）

○議長（佐藤晴観議員） これで諸般の報告を終わります。

日程第2 議会運営について

○議長（佐藤晴観議員） 日程第2、本臨時会の議会運営について、桑谷覚議会運営委員会委員長の報告を求めます。

（「はい」の声）

桑谷委員長。

（議会運営委員会委員長 桑谷 覚議員 登壇）

○委員長（桑谷 覚議員） おはようございます。朗読をもって報告に代えさせていただきます。

（報告書の朗読を省略する）

よろしく申し上げます。

○議長（佐藤晴観議員） これで議会運営についての報告を終わります。

日程第3 会期の決定について

○議長（佐藤晴観議員） 日程第3、会期の決定の件を議題とします。

おはかりします。本臨時会の会期は本日1日に決定したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「なし」の声）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日と決定しました。本日の議事日程は議会運営委員会の報告のとおりであります。

行政報告

○議長（佐藤晴観議員） 角和町長から行政報告の申し出がありました。これを許します。

（「はい」の声）

角和町長。

（町長 角和 浩幸君 登壇）

○町長（角和浩幸君） それでは、行政報告を1点申し上げます。お手元に資料を配布済みと存じます。ご高覧いただけましたら幸いです。行政報告1件でございます。マスクの寄附についてでございます。寄附者におかれましては、中国大連市旅順口区様でございます。寄附内容につきましては1万枚、令和2年5月8日に受領をさせていただいております。かねてより親交のある旅順口区様でございますが、頂いた段ボールにも「美瑛頑張れ」というメッセージを付けていただいて、そういう段ボールでも送っていただきました。国境を越えたご支援に深く感謝を申し上げますとともに、有効に活用させていただきたいと存じます。以上でございます。

○議長（佐藤晴観議員） これで行政報告を終わります。

日程第3の2 緊急質問

○議長（佐藤晴観議員） ここで、13番八木幹男議員から、新型コロナウイルス感染予防と経済支援対策などについてと、小中学校の休校延長に伴う現状と支援策についての緊急質問の申し出があります。緊急質問について同意の上、日程に追加し、追加日程第3の2として発言を

許可することにご異議ありませんか。

(「なし」の声)

異議なしと認めます。したがって、13番八木幹男議員の緊急質問に同意の上、日程に追加し、追加日程第3の2として発言を許可することに決定されました。

暫時休憩します。

休憩宣告(午前 9時41分)

再開宣告(午前 9時43分)

○議長(佐藤晴観議員) 休憩前に引き続き会議を再開します。

追加日程第3の2、緊急質問を行います。13番八木幹男議員の発言を許します。

(「はい」の声)

13番八木議員。

(13番 八木 幹男議員 登壇)

○13番(八木幹男議員) 緊急質問をさせていただきます。質問内容は2件であります。番号13番八木幹男、質問方式、回数制限方式、質問事項1、新型コロナウイルス感染予防と経済支援対策などについて。質問の要旨、新型コロナウイルスによる肺炎が道内に急速に広がっている状況を受け、鈴木直道知事は、2月28日、法的な根拠はない北海道独自の「緊急事態宣言」を出し、外出を控えるよう呼びかけたところから動きが活発化してきましたが、収束には程遠い現状が続いています。

本町においても、町民への「密閉・密集・密接」(以下「3密」という)を避ける啓発活動の更なる推進・サポート、周辺市町との連携などの検討も必要なのではないでしょうか。

また、感染拡大に対する経済対策として、全国民へ一律10万円給付などの緊急経済対策を盛り込んだ今年度補正予算が4月30日成立しましたが、政府が予算案を検討していた時点より、事態は大きく変化をされていて予断を許さない状況となっています。

本町の「経済対策」と合わせ、一刻も早く町民の手に現金が届くよう万全の態勢で臨むことが現在の最優先事項と考えます。

そこで、次の3点を町長に伺います。

(1)各種申請に当たっては、書類作成などサポートが必要なこともあるように思いますが、人的支援の考えはないのでしょうか。

(2)介護施設における集団感染が発生しており危惧するところであります。本町の福祉担当部署は、各施設と綿密な連携を取って進めていると確信していますが、マスク・消毒液などの支援は考えていないのでしょうか。

(3)「3密」を避ける啓発活動を進める一方で、万が一、重症患者が出た場合、頼るのは中核都市である旭川市であり、支援を求めなければならないケースも考えられます。

周辺市町との連携はどのように進められているのでしょうか。質問相手は町長です。

質問事項 2、小中学校の休校延長に伴う現状と支援策について。質問の要旨、新型コロナウイルスの感染が、子どもにもじわりと広がり始めています。このような観点を踏まえ小中学校が5月末まで休校措置が延長されることになりました。

先の見えない状況に、子どもの生活の乱れや学習の遅れを気にかける保護者や学校関係者の心配が表面化してきているように言われています。

北海道教育委員会の通知（教健体第99号、5月4日）では、休業中の家庭学習では教師が学習状況や成果を確認すること、「健康観察シート」を活用して児童生徒の健康状態に配慮すること、教職員は健康管理を行うことなどの対応を求めています。

本町の新型コロナウイルス対応における学校教育の現状と今後の支援策について、次の3点を教育長にお伺いいたします。

(1) G I G Aスクールネットワーク構想事業では、デジタル教科書の導入が計画されていますが、パソコン1人1台環境への取り組みなど、デジタル化をどのように進めていこうとしているのでしょうか。

(2) 読解力の低下が懸念される昨今です。普段は読まない本に触れるチャンスであり、図書館の出番なのではないでしょうか、「小学生はこれを読め！」といった提案はできないのでしょうか。

(3) 休校が長期化し、児童生徒・保護者・教職員それぞれの精神面へのサポートが必要になってきているように感じています。今後どのように進めていこうとしているのでしょうか。質問相手は教育長です。以上よろしくお伺いいたします。

○議長（佐藤晴観議員） 13番議員の質問の答弁を求めます。

（「はい」の声）

角和町長。

（町長 角和 浩幸君 登壇）

○町長（角和浩幸君） 13番八木議員さんの1問目のご質問にお答えをさせていただきます。質問事項、新型コロナウイルス感染予防と経済支援対策などについて、ご答弁申し上げます。

新型コロナウイルス感染症につきましては、1月28日に道内1人目の感染者が発生してから今なお、感染者数の増減により刻々と情勢が変動する状況にあり、町としましては、関係する機関と連携し、感染防止対策、感染拡大により影響を受けた事業者の皆さまの経営支援や生活支援、町内の消費活性化策などに取り組んできたところであります。

1点目についてですが、国や道の給付金等の申請に当たっては、感染拡大防止のため電子又は郵送による申請となっており、直接申請を行っていない状況であります。現在、町ホームページに各種申請内容を掲載しているところでありますが、国や道の申請の問い合わせについて

は、基本的には本人申請となることから、窓口専用ダイヤルのお知らせや各種申請に関わるチラシの配布をして対応しているところです。また、商工会においても、窓口に来られた事業者に対し、個別の状況に応じたアドバイスをしているところであります。

また、美瑛町の単独支援として予定している経営持続化支援事業につきましては、申請手続を簡素化し、迅速に対応できるよう進めるとともに、特別定額給付金についても、簡単に申請ができるよう対応を考えているところですが、申請書の記載方法が不明な方につきましては、通常の窓口業務と同様に申請者の立場に立ってサポートを行ってまいります。

2点目についてですが、新型コロナウイルス感染症に感染した場合に集団感染や症状の重篤化が危惧される医療機関及び介護福祉施設、障がい者福祉施設、児童福祉施設や事業所においてマスクの不足が深刻な状況となっていたことから、町といたしましては、寄贈や購入したマスクについて、3月中旬から5回にわたって計約32,000枚を順次配布しており、今後におきましても状況に応じたマスクの配布を行ってまいりたいと考えております。

また、消毒液につきましては、各福祉施設等で入手し対応している状況から動向を見ながら対応してまいりたいと考えております。

さらに、長期化する感染症対策として、町で一定量のマスクを購入し、一人当たり20枚のマスク配布を予定しているところであります。

3点目についてですが、新型コロナウイルス感染症は、「指定感染症」として位置付けられ、感染症の発生状況や患者の動向調査、情報の公表のほか、相談体制や検査体制、感染症指定医療機関等での医療の提供体制の構築、入退院や移送についてなど、都道府県知事の権限により行われているところです。

現段階で感染を特定するPCR検査は、本町の場合は上川保健所が検査対象と認めた方又は医師が疑似症と判断した方について実施され、陽性と判断された場合は、感染者本人へ上川保健所が指示し、指定医療機関への入院も含めた受診の判断や対応を行っております。

一方で、指定医療機関の病床調整を行う際には、町立病院が後方支援医療機関として、感染者以外の転院可能な入院患者の受け入れを行っている状況です。

このことから、患者発生時や重症化患者における旭川市を含めた周辺市町村との医療の連携については、上川保健所が中核市である旭川市保健所と連携し、管内医療機関及び旭川市医師会や旭川医科大学病院等の専門医療機関の病床確保、調整を行っているところであります。

本町としましては、今後も上川保健所と連携し、刻々と変わる検査や医療体制の情報などを注視しながら、正しい情報を町民の皆さまにお知らせするとともに、町民一人一人の不安に寄り添った相談支援に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（佐藤晴観議員） 続いて答弁を求めます。

（「はい」の声）

千葉教育長。

(教育長 千葉 茂美君 登壇)

○教育長(千葉茂美君) 13番八木議員の緊急質問、質問事項について答弁を申し上げます。
小中学校の休校延長に伴う現状と支援策についてです。

今般、北海道教育委員会から新型コロナウイルス感染症に対応した学校の臨時休業の更なる要請があり、町内の小中学校を5月31日まで臨時休業としたところです。

今回の臨時休業は、4月20日から始まっており、家庭学習については、指導計画を踏まえた学習プリントの配布などの取り組みを行っています。また、臨時休業中には、分散登校日を設け、児童生徒の健康状態や生活リズム、家庭での学習状況の把握をしているところです。

1点目につきましては、国においては、この度の新型コロナウイルス感染症に対応し、計画を前倒しして本年度中に全児童生徒に端末が行き渡るよう目指しております。こうした状況を踏まえ、発達段階に応じた活用方法や指導方法の研修など想定される課題について校長会とも協議しながら、単年度又は複数年度の整備も視野に入れながら、全児童生徒に一人1台の端末を整備するよう検討しております。

また、現在、各学校においては、プロジェクターなどICT機器を活用した授業に取り組んでおり、放課後学習や家庭学習においても、インターネットを活用したデジタル教材を活用するなどの取り組みを進めています。

今後、教育の情報化は急速に進むことから、様々なICT機器等の導入や活用については、迅速かつ慎重に進めていきたいと考えております。

2点目につきましては、小中学校の図書室においては、図書担当教諭や図書館派遣スタッフが、季節ごとにお勧めの本を展示するなどしています。今般の臨時休業前には図書館から、また、分散登校時には学校図書館から本の貸出しをしているところです。

図書館再開後においては、これまで以上に子どもたちに多くの本を読んでもらいたいと考えております。

3点目につきましては、休業が長期化し、学習面や生活面で児童生徒・保護者・教職員が不安になることが十分に考えられ、精神面へのサポートが重要であると認識しています。現在は、子どもや保護者の不安を軽減するため、家庭訪問やメール、電話での対応をしています。

また、特別支援学級や通級指導教室に通う児童生徒については、個別に教育相談を行い、また、児童生徒・保護者から不安等の相談があった場合には、時間を空けず対応するよう、教職員も含め、スクールカウンセラーとの面談もできるように体制を整えています。よろしくお願いいたします。

○議長(佐藤晴観議員) 13番議員の再質問を許します。

(「はい」の声)

13番八木議員。

○13番(八木幹男議員) はい、13番八木です。まず1点目、新型コロナウイルス感染対策、こちらの方につきまして再質問させていただきます。

(1) 申請関係、こちらの方につきまして、まず再質問させていただきます。国・北海道・美瑛町の第1弾の支援策が出揃ったと、こういう状況になっております。町民に対してその全体像をまとめ、分かりやすく説明する必要があると考えておりますが、今後どのような推進方法を考えているのでしょうか。

次に、相談窓口の設置に関してですが、前日の北海道新聞によりますと、旭川市では新型コロナウイルスの総合相談窓口、このように設けております。やはりこのようなワンストップ対応の窓口が必要なのではないのでしょうか。また、申請書類、こちらの方につきましては、ワンライティングという基本としなければならないと考えております。例えば、休業要請に対する支援策では、北海道の支援額に本町の支援策が上乘せになります。同じような書類を重複して提出しなくて済むような配慮が必要です。簡素化とスピードアップが不可欠です。推進の仕方、考え方を再度お伺いをいたします。

それから外出を控え、家に引きこもりがちになり、健康面の心配な家庭もあるように思います。生活保護世帯、母子・父子家庭、高齢単身者世帯に対しては申請を待つのではなく、健康面を含め申請にあたり、困り事がないかなど働きかける攻めの行政が必要になってくると、このようなことを考えております。

第2点目、福祉介護施設への支援について。それぞれの施設が細心の注意を払い対応していることを実感しています。先の見えない中、マスク、消毒液、これゴム手袋、この辺のところも必要なものであると思ひまして、質問の中には入れなかったんですが、この3点セットは欠かすことのできないツールではないかなと思っております。このようなものを先を見据えた格段の配慮が必要と考えますが、現在、どの程度の期間分を見越して支援をしているのでしょうか。

3番目は啓発活動に関してであります。美瑛町で感染者が出たのは2月23日、25日、27日の3名で、その後、沈静化しているようですが、新型コロナウイルスは感染していても発症しないというケースもあり予断を許さない、このような状況ではないかなと思っております。周辺自治体への移動では、平成23年度の国勢調査のデータを見てみますと、旭川と美瑛間の通勤・通学、こちらは往復の部分ですけれども、1,435人、それから上富良野美瑛間では、203人といった統計があります。やはりこういったことも踏まえ、3密を避ける呼びかけを繰り返し繰り返し発信し続けていく必要があります。

さらには、風邪や発熱の症状が出た場合の対応の仕方でもあります。こちらの方につきましても、しっかりと説明しておく必要があるように感じております。本町においては、3月5日と

広報にチラシが折込みされておりますが、折込チラシだとどうしてもこの必要な時に中々手元にないと、このようなことが多くあるのではないかなと思っております。時々刻々変化するのに辺り、対応には苦慮するところではあります、再度、徹底すべきなのではないのでしょうか。長々と書いてしまいましたが、ポイントはワンストップ窓口が必要ではないか、それから書類はワンライティングで重複した提出のないような形、それから攻めの行政をやろうではないか、それから啓発活動は繰り返し繰り返し、こういったことが必要でないかと、この辺のところにつきまして再度、町長の考えをお伺いいたします。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) はい、八木副議長さんへの再質問にお答えをさせていただきます。まず、支援金、給付金関係の支給に当たりましては、可能な限りスピードアップを図って、1日も早く町民の皆さまのお手元に届く、そのことを念頭に置いて進めてまいることを重ねてお約束をさせていただきます。

ご質問の中でございました様々な形の支援策が今、国、北海道、美瑛町はあるよと、それをどうする、どうお知らせするのかというご質問がまず1点目だと思いますけれども、そこにつきましては以前も八木議員からご指摘を受けました広報、臨時広報的なものを考えておまして、可能な限り早く数日内のうちに今揃っている支援策の概要、支援、申請方法などについて記しまして、各戸に配布をしてまいりたいという風に考えてございます。

また、窓口でございませけれども、これまでのご質問の中でもお答えさせていただきましたが、それぞれの担当課によりまして、それぞれの専門分野があるので、一つの窓口でお電話を受けて、その受けた担当者が全てのことに答えするというのは現実的に中々難しい面がございます。ですので、一旦お電話をいただいて、その後、最も詳しい担当課にお繋ぎするという形を現在もとらせていただいておりますけれども、その部分の、まずどこにかければ良いのかというところについて、今一度、明確に新型コロナウイルスに関するご相談であれば、ここにまず、おかけくださいと、その後、詳しいところにお繋ぎさせていただきますという体制を整えてまいります。今まさに庁舎内でも、その体制について検討いただいているところでございます、こちらについても、そういう意味でのワンストップ窓口の実施について、速やかに実現してまいりたいという風に考えているところでございます。

また、ひとり親家庭の方ですとか、生活保護の方へ攻めへ行政というご指摘でございます。ご指摘を受けまして重く受けとめまして、もちろん担当課が日常業務の中で様々なご相談、指導活動を行っておりますけれども、より新型コロナウイルスに対応するような形で今ご心配のところがあるのかないのかも含めて担当課、あるいは保健センターはじめ、関係部署で努めてまいりたいなという風に考えてございます。

マスク、消毒液、手袋等でございますけれども、マスクにつきましては先ほど答弁申しました、約3万2,000枚を既に配布済みでございます。それぞれの時の状況に応じて、お配りをさせていただいております。今のところは、この枚数で足りているのではないかなと考えておりますけれども、今後の状況次第によりまして、また町独自でマスクを確保して配布するなど、適切な対応に努めてまいります。消毒液につきましては、これまでのやりとりの中で強い要望がなく、それぞれの施設さんの方で確保できているのかなという受け止めもしておりますけれども、ゴム手袋、消毒液、両方につきましても、各施設の方での入手が困難であるというような状況が判明しましたら、町として適切に取り組んでまいりたいと考えてございます。

そして、3密を回避するための活動でございますけれども、先ほど答弁申しました、臨時広報的な形で、その中で改めて今感染予防について、どのような対応が一番効果的であるのかというようなことについて、お知らせをしていきたいと思っておりますし、防災無線等、今ある手段を使いまして、漫然と行うのではなくて効果的に皆さま注意してくださいという訴えを繰り返させていただきたいなという風に考えているところでございます。以上です。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 13番八木議員。

○13番(八木幹男議員) 再度質問させていただきます。ご答弁ありがとうございます。まず1点目は窓口の問題ですけれども、こちらの方につきましては5月号の広報、このような形でそれぞれの担当部署がきっちりこう連絡、こういう件についてはここに欲しいということで、それぞれ記載ありましたので、このような形でよろしいのかなというようなことを感じております。

それから書類関係の方は、ワンライティングっていうことをお話しましたけれども、極力簡素化、こちらに対応をお願いしたいなど、するべきだなというようなことを感じております。

それから、あとはやはりこの、啓発活動、こちらの方が最も大事なかなと思ってまして、やはり今日、今朝のテレビなんかを見てますと、37度5分がどうのこうのっていうお話ありましたけれども、やはりこの、病院が混乱しないような形も必要かなというようなことを考えておりますので、この辺のところの対応もしっかりやっていくべきだなというようなことを感じております。その辺のところを再度ご答弁をお願いしたいと思います。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) はい、相談窓口につきましては今、八木議員さんからも温かいご指摘もいただきました。今ある担当課相談窓口体制を充実するとともに、より、これに満足せずに、より町民の方に分かりやすい相談体制というものを考えてまいりたいと考えております。

また、先ほど答弁漏れございました、国の休業要請に対する支援金、例えば例でいただきま

したけれども、その町として上乘せをさせていただきますけれども、これにつきましても、例えば、支援金でありましたら道に提出する書類がございます。まず道に提出しなければなりませんけれども、そこに提出した書類の写し等、それをいただければ、町としては簡略的にすぐに乗せできる、そういうような体制を整えて簡素、簡略、スピード感を持って取り進めてまいりたいと考えております。

そして啓発活動につきましては、重ねての答弁となり申し訳ないですけれども、重々ご指摘を踏まえまして、町立病院も、発熱の患者さんの対応等々、その段階で考慮していただいて対応しておりますし、また、感染予防のこれが今効果的だというのが段々時期が経つにつれて変わってきてます。何が今一番求められている感染予防策なのかということに注意をして、それを町民の方に繰り返し訴えさせていただきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 13番八木委員。

○13番(八木幹男議員) 質問を変えます。続きまして2番目の問題、教育長に再度質問をさせていただきます。新型コロナウイルスという予測困難な事態に遭遇し、児童・保護者・教職員、それぞれの立場で最善を尽くされているということで頭が下がる思いをしております。

まず1点目は、教育の情報化につきまして、再度質問させていただきます。こちらにつきましては答弁をいただいたとおり、導入にはもう少し課題を整理してから取り組むべきではないかなと思っております。現状あるICT機器を有効活用して対応していくと、こういったことが最良の選択肢であると、このように考えております。

(2)は読解力など多様な学習、こちらに関してであります、やはり普段あまり触れることのない本であったり、あるいは現在起きているウイルスへの課題であったり、このような学習テーマを自的に選ぶといいますか、そんなような形の学習をしていくチャンスではないかなと思っております。こちらテレビの受売りで申し訳ないんですが、例えばこの1918年のスペイン風邪、こちらにつきましては教科書の新しい保健体育、この東京書籍、ここではスペイン風邪を取り扱ってそれぞれの取り組みをして、感染者がどうなったかと、こういった記事、教科書の内容に入っていると。あるいは、ナイチンゲールということで、薄々学習して高校であったり中学校であったり聞いてたんですが、第1次世界大戦の映像が出てきたり、ああ、なるほどなど、こういった実感をする部分もありまして、やはりこのコロナウイルス、この辺のところをテーマに絞った学習と、こういったことも課題研修というような形で必要な時期かなと思っております。こういったことを切り口に、やはりこの色んな多様な学びといいますか、こんなことへの対応が必要なのではないかなというような感じであります。

それから最も大事なのは3番目、精神面へのサポート、この辺のところが一番大事になって

くるかなと思っております。あるNPO法人の調査では休校の影響として困っていること、こういったことで集計したものがあって、1位は運動不足、第2位は友達と会えないストレス、あるいは心のケア、3位が学習の遅れ、このような結果が出ているということでもあります。また、休校で家庭が疲れている中で、家族以外の誰か一人が関わるだけで状況が良くなると、このようなこともよく言われております。やはり生徒児童・保護者・教職員全ての心のケアに関わる人材、あるいはそういう部署が必要なのではないかなと考えておりますが、その辺のところをご答弁をお願いしたいと思います。以上です。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 千葉教育長。

○教育長(千葉茂美君) 八木議員の再答弁を申し上げます。3点についてということで、まず1点目の情報化に関してということでは答弁申し上げたとおりですが、国においては本年度中ということで、前倒しで小学校1年生から中学3年生まで一人1台の端末をとという風なことで予算組みもされているようです。これを受けまして当初、町においては5年度までということの中で、年次的に4年かけて整備をしようということ考えておりました。ただ、こういう状況を踏まえた中ではやはりゆっくりとしておけない部分もあるのかという風に考えており、導入については色々、校長会それから色々な教職員で作る部会等に検討いただき、今国では3つの端末を出してこの中から選んでくださいというような方法になっておりますので、どれを選ぶのか、またどんな風に活用するのか、小学生と中学生が同じ物で良いのかどうか等々など、色々な課題を上げながら、また、それを実際に教室等で使う場合の先生方の指導の方法等も含めながら今、どの端末にしようかということで検討を進めておりますし、今年は補正予算の中で、年次的にと思って提案をしようという風に考えているところです。現在、色々なプロジェクター、それからパソコンタブレット等々、それから小学生には4教科のデジタル教科書を導入しますので、それらも十分にどのように活用するか、入れたは良いけれども活用方法等も含めながら、迅速にかつ有効に活用できるように検証しながら、またデジタル化に向けて、今後当然一人1台ということになると思いますので、デジタル化に向けてどんな方法が良いのか、また、どういう風に取り組んでいくのか検証しながら進めていきたいと思っているところです。

また、2点目の件についてですが、今回のコロナウイルスの感染症に関しては、3月の臨時休校、それから4月の臨時休校前と分散登校も含め、子ども達には新型コロナウイルス感染症のことについて、それぞれ先生方から今の時期にできること、それからこういうものですよっというような指導をしているところですが、八木副議長言われたおり、今後、学校6月以降どのような再開になるか、今のところの再開になるか、当然あの3つの密、それから消毒とマスク等を十分気を付けながらの再開になると思いますが、その中でカリキュラムの中で、やはりその感染に関する新型コロナ感染症に関するテーマとしながら、子ども達に教育も必要だと考

えておりますので、それについては校長会等を通じながら、また、当然学校の方でも考えている課題であるかと思っておりますので、取り組みを進めていきたいと思っております。

それから3つ目の精神面ということで、先ほど3つがあるよということで運動不足、それから友達と会えないっていうようなストレス、それから学習・学びの保証はどうなのかっていうような課題がそれぞれあると思っております。また、今日からですね5月末まで臨時休校ということになって、その中で何回か分散登校を取りながらということで、進めていこうという風に先週、校長会の中で決めさせていただきました。その中で特に困り感のある子ども達等々については学校ではメール、電話、それから場合によっては家庭訪問等、今までもしていたんですけども、やはり4月、2週間しか学校行ってない子ども達ですので、これから、ひと月間続いた中で心のケア等非常に大事なことだと思いますので、特に、先ほど述べさせていただきましたが、困り感の子ども達に対しての一人一人教育相談を入れて、保護者も含めた中で短時間の中でマスク、それから消毒等を十分に気を付けながら教育相談を取り入れて、色んな不安を解消していきたいという風に考えているところです。当然、子ども達もそうですが、保護者も家庭での話もありますので、その部分については十分に先生方がそれを日頃、電話、メール等でのやりとりはしてますけども実際会ってということで、また分散登校の中でも教育相談等々を取り入れてますけども、日にちを決めて個別相談をしていきたいという風に考えております。

また、運動不足等々につきましても、それぞれ町のホームページに家庭で運動こんな運動しましょうということを流したり、それから文科省・道のホームページ等も載っておりますので、それを見ていただいて子ども達に少しでも運動してほしいという風に考えているところです。

また、もう一つは学習面に関しては臨時休校に入る前、それから分散登校等に当たっては1週間なり10日なりの課題をプリント等で渡して、その結果を子ども達から聞いて、学習を進めていけば、これが通常どおりの学習に中々ならないということがありますが、今週から、例えば、各学校では色んなソフトを使ったりして朝の会の双方向でコミュニケーションが図れるような、そんなツールを使いながら取り組みを進めている学校もありますので、できるだけ学習等々に関しても子ども達の不安のないように、生活面も含めて、今できることをそれぞれの学校で取り組んでいる、そんな状況です。もし何か漏れがあればご答弁申し上げます。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 13番八木議員。

○13番(八木幹男議員) 13番八木です。1点だけ、多様な学習、この辺のところにつきまして再度質問させていただきます。現在の新型コロナウイルス、これを切り口としたやはりこの児童生徒が学んでいく、これを子ども達は親に話すんだらうと思うんですね、そして親は広報などで色んなことを、記事を見ながら色んなことを学んでいくと。あるいは報道などから同じようなことをお聞きする、こういったことによって、なるほどなと合点がいくといいですか、

この辺のところの学習と言うか、こういったことを身近な課題を切り口としたこういった学習が最良の課題になってくるのかなと思っております。また、先ほどもお話ししました、新しい保健体育のこちらの教科書の中、東京書籍のようですけれども、こちらによりましてはマスクの使い方であるとか捨て方といったことが記載されてると、このようなことも聞いております。今後につきましてはやはりこの行動経済学といいますか、心理学を視点に入れた、こういう色んな対応の仕方、この辺のところの対応になってくるのかなと思っております。今話しましたこのコロナウイルス関連、心理学の問題では3人の人からそれぞれ聞けばそれが真実と思うようになりますと、こういった心理的な要素も踏まえながら、やはりこの心理的な面を考慮しながらこれからは行政を運営していかなきゃならない時代になったかなと、このようなことを考えておりますので、その辺のところの答弁をよろしく申し上げます。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 千葉教育長。

○教育長(千葉茂美君) 新型コロナウイルスはウイルス等々についての学習、それから心理的な面というお話がありましたが、それぞれ今先生方も、今年から小学校の教科書が変わり、来年中学校の教科書が新しくなります。その中で保健体育ばかりでなく色んな教科の中でまた、日頃の総合の学習の時間等の中でウイルス等々のお話、マスクの話とか、先ほどありましたコロナウイルス以外の色んなウイルス感染症の話とか、それぞれ養護の先生、あるいは保健体育の先生などがお話をされると思います。どんな風にこれから再開後の学校の中でどんな課題を作ってどういう風に子ども達、それから保護者の方に、また地域の方にといい風な話で、町全体でこういうウイルス感染者の対策、対応等、拡大防止等も含めた中でどのように進めていけるか、今後、校長会等々の中で検討しながら、より良い方向に進めていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長(佐藤晴観議員) これで13番議員の質問を終わります。

10時40分まで休憩します。

休憩宣告(午前10時23分)

再開宣告(午前10時40分)

日程第4 議案第1号 美瑛町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正について

日程第5 議案第2号 美瑛町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正について

○議長(佐藤晴観議員) 休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第4、議案第1号、美瑛町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正についての件及び日程第5、議案第2号、美瑛町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正につい

ての件を一括議題とします。これから各議案の提案理由の説明を求めます。はじめに、議案第1号について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

小杉総務課長。

(総務課長 小杉 昌敏君 登壇)

○総務課長(小杉昌敏君) おはようございます。議案第1号の提案理由につきまして、ご説明を申し上げます。議案集は1頁、改正の要旨及び新旧対照表は別冊資料の1頁から2頁になります。今回の美瑛町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正は、新型コロナウイルス感染症の拡大による町民生活への影響に鑑み、町長及び副町長の令和2年6月分期末手当の減額を実施するため、条例の一部を改正するものでございます。最初に議案を朗読し、その後資料に基づき、改正内容の説明をいたします。

(議案の朗読を省略する)

次に、別冊の資料により説明をさせていただきます。別冊資料の1頁をお開き願います。

1の改正の要旨につきましては、冒頭の提案理由の中で説明したとおりですので、説明を省略いたします。

2の改正の概要ですが、令和2年6月に支給する町長及び副町長の期末手当の割合を現状の100分の225から10%減額し、100分の202.5とするものでございます。

3の施行期日は公布の日から施行となります。

なお、資料2頁の新旧対照表の説明は省略いたします。

以上で、議案第1号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長(佐藤晴観議員) 次に、議案第2号について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

小杉総務課長。

○総務課長(小杉昌敏君) 続きまして、議案第2号の提案理由につきまして、ご説明を申し上げます。議案集は2頁、改正の要旨及び新旧対照表は別冊資料の3頁から4頁になります。今回の美瑛町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正は、新型コロナウイルス感染症の拡大による町民生活への影響に鑑み、教育長の令和2年6月分期末手当の減額を実施するため、条例の一部を改正するものでございます。最初に議案を朗読いたします。

(議案の朗読を省略する)

なお、条例に基づく改正内容の説明は議案第1号と同様でございますので、資料の説明につきましては省略をさせていただきます。

以上で、議案第2号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長(佐藤晴観議員) これで2案件についての提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。はじめに、2案件に関連する事項について総括質疑を許します。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで2案件に関連する事項についての総括質疑を終わります。

次に、議案第1号について質疑を行います。議案集の1頁、改正条例全文について質疑を許します。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで議案第1号についての質疑を終わります。

次に、議案第2号について質疑を行います。議案集の2頁、改正条例全文について質疑を許します。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで議案第2号について質疑を終わります。

これから討論を行います。はじめに、議案第1号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで議案第1号についての討論を終わります。

次に、議案第2号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで議案第2号についての討論を終わります。

これから日程第4、議案第1号の件を採決します。議案第1号、美瑛町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は举手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第1号の件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第5、議案第2号の件を採決します。議案第2号、美瑛町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は举手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第2号の件は原案のとおり可決されました。

日程第6 発議第1号 美瑛町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部
改正について

○議長(佐藤晴観議員) 日程第6、発議第1号、美瑛町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についての件を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

8 番桑谷覺議員。

(8 番 桑谷 覺議員 登壇)

○8 番 (桑谷 覺議員) 発議第 1 号について提案を申し上げます。

(議案の朗読を省略する)

よろしく申し上げます。

○議長 (佐藤晴観議員) これから質疑を行います。改正条例全文について質疑を許します。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第 6、発議第 1 号の件を採決します。発議第 1 号、美瑛町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、発議第 1 号の件は原案のとおり可決されました。

日程第 7 議案第 3 号 令和 2 年度美瑛町一般会計補正予算 (第 2 号) について

日程第 8 議案第 4 号 令和 2 年度美瑛町水道事業会計補正予算 (第 1 号) について

○議長 (佐藤晴観議員) 日程第 7、議案第 3 号、令和 2 年度美瑛町一般会計補正予算 (第 2 号) についての件及び日程第 8、議案第 4 号、令和 2 年度美瑛町水道事業会計補正予算 (第 1 号) についての件を一括議題とします。これから、各議案の提案理由の説明を求めます。はじめに、議案第 3 号について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

小杉総務課長。

(総務課長 小杉 昌敏君 登壇)

○総務課長 (小杉昌敏君) 議案第 3 号の提案理由につきまして、ご説明を申し上げます。議案集は 3 頁から 10 頁になります。今回の補正予算は、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策、国の経済対策、町独自の経済対策に係る経費の補正で、総務費では新型コロナウイルス感染症対策として購入する消毒用アルコール、マスクなどの購入経費及びマスクの町民配布に係

る経費の補正並びに国の特別定額給付金の交付に係る経費の補正でございます。民生費では新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活支援として児童手当受給世帯に対し交付する、子育て世帯への臨時特別給付金に係る経費、商工費では新型コロナウイルス感染症の影響による町独自の臨時経済対策として、北海道の休業協力・感染リスク低減支援金の上限額の30万円と北海道の支援額との差額分を支援する助成金及び新型コロナウイルス感染症の影響を受けた町内事業者に対する経営持続化支援事業補助金の支給に係る経費の補正です。財源につきましては、国が実施する特別定額給付金、子育て世帯への臨時特別給付金につきましては国庫補助金で、町独自の経済対策に係る経費は北海道市町村備荒資金組合超過納付金及び繰越金で対応するものでございます。

それでははじめに議案を朗読し、その後内容の説明をいたします。議案集の3頁をお開き願います。

(議案の朗読を省略する)

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書によりご説明を申し上げます。はじめに、歳出からご説明を申し上げます。議案集の7頁をお開き願います。

歳出、第2款総務費、第1項総務管理費、第2目一般管理費、補正額827万4,000円の追加です。新型コロナウイルス感染防止対策のため購入するマスク、アルコール消毒液など消耗品の追加が767万4,000円、町民配布用マスクの配布に要する郵便料の追加が60万円でございます。

第13目諸費、補正額10億272万4,000円の追加です。新型コロナウイルス感染症の拡大による国の特別定額給付金に係る補正で、給付金分が1人当たり10万円で9,900人分の9億9,000万円、特別定額給付金の給付に係る郵便料、振込手数料、人件費などの事務費が1,272万4,000円で、合計で10億272万4,000円の追加補正でございます。なお、給付金の申請書の送付につきましては、本日5月11日、発送を行う段取りとなっております。給付金の支給につきましては、オンライン申請の早い方で5月13日から、その他の申請の方で14日から早い方で開始を順次してまいりたいということで予定をしております。

続きまして、議案の9頁になります。第3款民生費、第2項児童福祉費、第1目児童福祉総務費、補正額1,060万3,000円の追加です。新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯への生活支援として、児童手当受給世帯に対し交付する子育て世帯への臨時特別給付金に係る補正で、交付金が児童1人当たり1万円分で900人分の900万円、給付金事業に係る振込手数料通知に係る消耗品、郵便料、人件費などの事務費が160万3,000円で、合計で1,060万3,000円の追加でございます。

続きまして、第7款商工費、第1項商工費、第2目商工業振興費、補正額1億3,629万

9,000円の追加です。説明欄(1)の休業協力・感染リスク低減支援事業につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、北海道が行う休業要請に協力した事業所に対し、北海道が支援する休業協力・感染リスク低減支援金の対象事業所で、支援額が30万円に達しない町内事業者に対し、町が独自の対策として、その差額を上乗せして助成する経費に係る追加補正でございます。内訳は、北海道が20万円を支給する個人事業者に対して30万円との差額の10万円を町が支給する事業者が32件で320万円。北海道が10万円を支給する酒類提供制限飲食店に対して30万円との差額20万円を町が支給する事業者が34件で、680万円、合計で1,000万円の追加でございます。

続きまして、説明欄(2)の経営持続化支援事業は、町独自の経済対策として実施する、新型コロナウイルス感染症の拡大による影響を大きく受けた町内事業者が事業を継続していくために必要な経費の補助で、内訳では宿泊業、飲食業、旅客交通業の事業者に対する一時給付金が4,079万9,000円、令和2年3月から5月までの連続する2カ月と前年同月を比較した売上が減少した事業者に対して、事業内容に応じて上限額を設けた上で、売上額の2分の1を補助する経営継続支援事業補助金が8,500万円、事務費分が50万円と合計1億2,629万9,000円の追加補正でございます。

次に、事項別明細書の歳入についてご説明をいたします。議案集の5頁になります。

歳入、第14款国庫支出金、第2項国庫補助金、第1目総務費補助金、補正額10億272万4,000円の追加です。特別定額給付金事業補助金で国の補助率10分の10の補助金でございます。

続きまして、第2目民生費補助金、補正額1,060万3,000円の追加です。子育て世帯への臨時特別給付金事業補助金で、こちらにつきましても補助率10分の10の補助金でございます。

続いて、第19款繰越金、第1項繰越金、補正額837万3,000円の追加です。財源調整による繰越金の追加でございます。

続いて、第20款諸収入、第5項雑入、補正額1億3,620万円の追加です。財源補填のため、北海道市町村備荒資金組合超過納付金の取崩しによる追加でございます。今回の補正の取崩しで、北海道市町村備荒資金組合の超過納付金は、残7億661万円となります。なお、この超過納付金の取崩しにつきましては、今後、地方創生臨時交付金が入ってきた時点で財源の振り替えを行いたいという風に考えてございます。

なお、2頁の第1表歳入歳出予算補正についての説明は省略をさせていただきます。

以上で、議案第3号の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長(佐藤晴観議員) 次に、議案第4号について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

長野水道整備室長。

(水道整備室長 長野 克哉君 登壇)

○水道整備室長(長野克哉君) それでは、議案第4号の提案理由について、ご説明を申し上げます。議案集につきましては、11頁から12頁になります。11頁をお開き願います。今回の補正は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による水道料金の減免事務のための会計年度任用職員雇用等に係る人件費について、費用の追加をお願いするものです。以下、議案を朗読させていただきます。

(議案の朗読を省略する)

次に、令和2年度美瑛町水道事業会計補正予算説明によりご説明を申し上げます。12頁をご覧ください。

収益的支出、支出、第1款水道事業費用、第1項営業費用、第3目総係費、補正額231万3,000円の追加です。新型コロナウイルス感染症の感染拡大による水道料金の減免事務のための会計年度任用職員雇用等に係る職員手当、社会保険料、雇用保険料の法定福利費、会計年度任用職員報酬の追加となります。

以上で、議案第4号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長(佐藤晴観議員) これで2案件についての提案理由の説明を終わります。これから質疑を行います。はじめに、2案件に関連する事項について総括質疑を許します。

(「はい」の声)

8番桑谷議員。

(8番 桑谷 覺議員 登壇)

○8番(桑谷 覺議員) 新型コロナウイルスで今年会社に採用された方が、コロナウイルスで不採用になった、不安になった方が多数おります。そういう人たちのためにも東京都では20人ぐらい、1年間、臨時職員として採用しております。美瑛町でも、そういう人がおると思いますが、美瑛町では1年間、臨時職員として採用される考えがあるかないか、お聞きしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 角和町長。

(町長 角和 浩幸君 登壇)

○町長(角和浩幸君) 総括質疑にお答えをさせていただきます。この新型コロナウイルス感染症に伴いまして、色々な形で色々な雇用の形態の中で、苦しみの中にある方がいらっしゃるという風には存じております。美瑛町といたしましても、そのような雇用を失った方々に対する手当というものも、今後も先々考えてまいりたいとは思ってございますけれども、ただいまのご質問、美瑛町として会計年度任用職員として採用するかどうかという点でございまして

も、現在でも様々な申請業務、これから多く予想されるところでございます。枠を決めて、これだけの枠で採用しますということは中々申し上げにくいのでございますけれども、今後の事務が多くなることを踏まえまして、必要などころに必要な会計年度任用職員の方を採用して対処してまいりたいと考えているところでございます。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 8番桑谷議員。

○8番(桑谷 覺議員) 5月の広報には、会計年度任用職員の採用がございます。そういう人達のためにもそういうことも考えてやっていただきたいと思えます。そのような方でなくてもよろしいんですけど、広報の5月号には会計年度任用職員1人採用になっておりますので、1人でなくても2人でも採用を考えていただきたいと思えます。以上で終わります。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) はい、先ほどの答弁ですと、増える業務量に応じてという形でお答えさせていただきましたけれども、それをプラスして雇用関係でお困りの方をお支えすると、そのような観点も重要であるというご指摘をいただきまして、そのとおりであろうかなと思っております。色んな面から雇用について考えさせていただきたいと存じます。よろしくお願ひします。

○議長(佐藤晴観議員) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで2案件に関連する事項についての総括質疑を終わります。

次に、議案第3号について総括質疑を許します。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで議案第3号について総括質疑を終わります。

次に、議案第3号について質疑を行います。議案集の7頁及び8頁、はじめに、歳入歳出補正予算事項別明細書の歳出、第2款総務費について質疑を許します。

(「なし」の声)

質疑なしと認め、次に進みます。

次に、議案集の9頁及び10頁、第3款民生費について質疑を許します。

(「はい」の声)

6番中村議員。

○6番(中村俱和議員) はい、6番中村です。7款1項2目、商工費の商工業振興費について伺います。

○議長(佐藤晴観議員) 違います。民生費だから。

○6番(中村俱和議員) はい、失礼しました。

○議長(佐藤晴観議員) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認め、次に進みます。

次に、第7款商工費について質疑を許します。

(「はい」の声)

6番中村議員。

○6番(中村俱和議員) はい、6番中村です。7款1項2目、商工費の中の商工業振興費について伺います。今回、経営持続化事業として1億2,629万9,000円が計上されましたが、この中の、一時給付金ではなく、経営継続支援金の補助について伺います。今回、売上減少分の半額補助するとありますけども、この上限額が設けられております。30万と20万ですね、なぜ30万と20万なのか、その根拠について伺います。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 商工観光交流課長。

○商工観光交流課長(栗原行可君) ただいまの質問にお答えいたします。経営持続化支援事業につきましては二つの柱から成り立っておりまして、一時給付金と、これあの業種に該当するのであれば一律に給付すると。そしてもう一つにつきましては、継続給付金、継続助成金ということでございます。その上限につきましては宿泊、飲食、旅客交通業については上限30万、その他につきましては20万ということですが、道内各地でこういう取り組みをしている状況でございます。地域によって様々でございますけれども、50万というところもあります。ただその50万というのが、うちの方で言えば一律で20万で、経営の方で30万、全体で50万という形になるんですけども、今回の道内の町村の部分を見ますと、この上限の関係については大体30万円、その他については20万っていうのはもう大方そういう状況になってます。これも資料調べてありますので、大体のところはそういう形になってるのかと。ただ、市についてはちょっと市の状況によって変わるところがありますけども、そういう近郊、または道内の町村状況を見まして、上限を計算したところでございます。以上です。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 6番中村議員。

○6番(中村俱和議員) はい、6番中村です。道内の色々な自治体の状況を判断しながら決めたということですけども、美瑛町は美瑛町の特色がありましてね、観光に大きく依存しているということは、これは明白であります。農業はそれ以上の売上高がある訳ですけども。経営継続支援っていうのはですね、町の経済を支え、また雇用の確保、それから人口減の歯止めという大きな視点の中でやっぱり捉えなくてはならないと思うんですね。したがってですね、町の

今回の経済的な損失、まず、これを把握しなければならないのではないかと思います。税務課さんはですね、税務課担当さん、担当は各企業の企業や個人の事業のデータ、これは毎年把握してる訳ですね。それから総務省のデータも色々ネットで発表されております。それから北海道からも色んなデータがある訳です。ですから、こういうデータを有効に使ってですね、総合的にマクロ的に総合的に判断したのかどうか、今回の検討したのか。その辺をどのような検討したのかお伺いします。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 栗原商工観光交流課長。

○商工観光交流課長(栗原行可君) 先ほども申し上げた部分もありますけれども、当然近隣の状況だけでなく、商工会、また観光協会等と何回か打ち合わせ・検討させていただいてます。その中で全体の経済損失という話してはありますが、やはり経済的にも打撃を受けてるというのは、宿泊、飲食、旅館業ということです。そういう部分を中心に、また、それだけでなく小売店業もそれぞれありますけれども、そういう部分を全体的に補償しよう、補償といいますか助成しようということです。当然、大きな事業所もあれば小さな事業所もございます。一律っていう考えであれば平等かもしれませんが、公平性という考えであれば、当然その損失大きなところについては上限はありますけれども、その上限額いっぱい、また、それなりのところにつきましてはその部分の不足分、減額分の2分の1という形で、一応一時金については平等性、また経営継続については公平性という部分で2段階に分けている。そういう部分も含めて商工会・観光協会、そういう実情を当然、一番良く知っているところでございますし、そういうところも含めてですね、理事者とも相談した中で、今回の内容にしているところであります。以上です。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 6番中村議員。

○6番(中村俱和議員) はい、6番中村です。じゃあ次の質問に移ります。今回のこの経営持続ですね、の支援ですけども、外出自粛の中ですね開店しても、もしも開店しても店がですね売上が見込めないということでですね、宿泊業やその他の店もこれは休業してる場所も幾つかあります。今回ですね、これはっきりしないんですけども、こうした事業者に対しても何らかの経営持続をするべきではないかと、そういう対象にすべきではないのかなと思うんですけども、ご認識はいかがでしょうか。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 栗原商工観光交流課長。

○商工観光交流課長(栗原行可君) 一応この経営継続助成の方につきましては、宿泊、飲食、旅客交通業という部分と、あとはそれ以外の部分、それ以外の部分というのは小売店とか理髪

店とか、写真屋さん、色々と思いますけども、そういう部分を全て該当になっています。以上です。

○議長（佐藤晴観議員） ほかに質疑ありませんか。

（「はい」の声）

1 番保田議員。

○1 番（保田 仁議員） はい、1 番保田でございます。それでは7 款1 項2 目、商工業振興費について質問をさせていただきます。色々大変苦慮されてですね、多種多様な経済対策を立案されたことと思います。その中でですね、（1）の休業協力・感染リスク低減支援事業についてお伺いをいたします。先ほど議案の説明の中でですね、4 月2 5 日から5 月1 5 日までの休業要請に対して休業していただいた町内施設に対して、3 0 万円到達するまでの上乗せを補助するという説明をいただいたんですけども、その中でですね、個人事業主3 2 件、それから酒類提供制限飲食店3 4 件という件数が予算の中で提示されておりますけれども、これは、休業要請に応じていただいている件数なのか、それとも総数で算定しているのか、お伺いをいたします。

（「はい」の声）

○議長（佐藤晴観議員） 栗原商工観光交流課長。

○商工観光交流課長（栗原行可君） それぞれの件数につきましては、商工会会員、観光協会会員の中で遊興施設、商業施設、集会施設、食事提供施設も色々道で示されている区分がある訳ですけども、それに該当する会員数の数字にプラス、当然あの両会に入っていない会員も想定されますので、それにプラスアルファの数字を足し込んで計上している内容でございます。当然、商工会、観光協会の方からは事前にも、そういうことということで、ちょっと歩いてみると分かると思いますけども色々と掲示がされています、休業しています。商工会の方で色々配布といたしますか連絡をしているということでございますけども、一応、休業につきましては、会員については周知している、ただ、道の事業でございますので、北海道の方からも周知しているということですので、その数字については、先ほど申し上げた会員数プラス会に入っていないものを積み上げた件数ということで、いわゆるマックスに近い数字だと思っております。以上です。

（「はい」の声）

○議長（佐藤晴観議員） 1 番保田議員。

○1 番（保田 仁議員） はい、それで町内の全個人事業主さん、それから酒類提供飲食店さん全てに対応できる今補正予算額ということで承りました。それで今回ですね、この休業協力・感染リスク低減支援事業については、4 月2 5 日から5 月1 5 日までの期間ということで期間を区切っていると。当初は5 月6 日までという道の対応だったと思うんですけども、これは

道の緊急事態宣言がですね5月31日まで延長になっているということで、この休業要請もですね15日で終わるのか今月いっぱいまで延びるのか、もしくはそれ以上に延びるのかというまだ流動的なところであると思うんですけども。今回の補正はですね15日までということで、道もその6日から15日まで延長になった部分の上乗せをしないという判断でそれに則った形でですね、町も上乗せをしているのかなと思うんですが、これが今月いっぱいとか、またそれ以降まで休業要請が延びた場合にですね、町として町の窓口の考え方としてどういう風に対応するのかというのが1点とですね、(2)のですね経営持続化支援事業についてもですね、経営継続支援事業8,500万円についてもですね、これは3月から5月までの中で減収30%以上というですね、そういう期間限定の決めがあると思いますけれども、コロナのですね影響がですね、5月6月7月、夏場以降にまで影響が拡大した場合にですね、もっともっと美瑛町にとっては影響が大きいのかなと、夏場の集客が見込めなくなる分、大きいのかなという風に考えられる訳ですけども、6月以降に延びた場合にですね、今回の補正ではないですけども、今後どういう風に対応する考え方を持っているのかですね、町長の考え方をお聞きしたいと思います。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) はい、まず1点目の北海道の休業協力・感染リスク低減支援事業につきましては、ベースのところは道の事業、その道の事業に美瑛町として上乗せをさせていただくというのが基本的な考え方で、現在事業を設計しましたし考えているところでございます。現状ですと北海道は15日までの休業に応じた場合は1回限りの支援金の支出ということになってございますので、現時点では美瑛町も北海道が支援するところに上乗せをするという形で考えてございます。それは北海道の事業に対する上乗せで、美瑛町にいるから、他の市町村が上乗せする中で、美瑛町でいるから他の市町村より低いとか差があるとか、そういうことがないよう、美瑛町で事業をしていらっしゃる方でも他市町村と同じような対応をぜひ図っていききたいという思いの中から、道の事業をベースに上乗せするという考えでおりますので、現時点では道に合わせて、上乗せをさせていただきたいと考えてございます。

2点目の町独自の経営継続支援事業についてでございますけれども、今回はこれで恐らく、ここ数カ月の間では一番影響が大きいだろうと思われ、ゴールデンウィークを含む5月分までを含む、その中で数字の中でご支援をさせていただきたいと考えておりますけれども、当然、今後の成り行き次第ではこれで収束するのか、あるいはさらに経営面での悪化がさらに深化して深くなってしまおうのか、その見極めが必要であろうと思っております。今回の補正予算の中では、この期間の1回と考えておりますけれども今後につきましては、状況をしっかりとらせていただく中で適切な対応をしていきたいと考えております。その場合に色々なところ

の経済面ですので、ここの業種、ここの業種、ここの業種がありますけれどもそこから派生して、今後の状況次第、もう本当に素早く変わっていていますので、どこの業者が今度、こんな大変な状況になったとか様々なことが想定されると思います。今のこの制度の組み方が良いのかどうかも含めまして、その時々を経済状況の深刻さに応じて、適切に手を打ってまいりたいという風に考えてございます。以上です。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 1番保田議員。

○1番(保田 仁議員) はい、町内です。バーやスナック、カラオケ店ですとかですね、宿泊施設ですとか、飲食店、ほとんどがですね経営体力が弱いと、個人事業主が多いと思います。皆さんはですねスピーディーな支援を望んでいると思いますので、そこら辺をですね迅速に判断していただきたいと。国や道もですね、家賃補助ですとか、今後の経済対策も何か検討しているようでございますので、今後の支援につきましては、町の判断もですね決断も実行もですね、早い判断をしていただいてですね、町民に分かりやすい説明をしていただいてですね、支援を充実させていただきたいなとそんな風に思います。そういったことをお願いをいたしまして、質問を終わりたいと思います。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) はい、ご指摘いただきましたとおり、勿論これで新型コロナウイルス対策が終わるとは到底思っておりません。今後の流れ、成り行きの中で、困っている部分、お困りの部分につきまして、当然行政として迅速に対処してまいりたいと思っております。その際に、今ご指摘いただきました、迅速で分かりやすくということでございます。もちろん今までも心がけてはございますけれども、より美瑛町内の経営状況、経済状況を的確に押さえていきまして、先手先手を打って迅速でそれを分かりやすく町民の方にお示しをして、議会の皆さまと共に対処してまいりたいと考えております。以上です。

○議長(佐藤晴観議員) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認め、次に進みます。

次に、議案集の5頁及び6頁、歳入歳出補正予算事項別明細書の歳入全款について質疑を許します。

(「なし」の声)

質疑なしと認め、次に進みます。

次に、議案集の3頁及び4頁、令和2年度美瑛町一般会計補正予算(第2号)の条文及び第1表、歳入歳出予算補正についての質疑を許します。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで議案第3号についての質疑を終わります。

次に、議案第4号について質疑を行います。議案集の11頁及び12頁、令和2年度美瑛町水道事業会計補正予算(第1号)の条文及び予算説明全般について質疑を許します。

(「はい」の声)

11番青田議員。

○11番(青田知史議員) 11番青田でございます。議案第4号、美瑛町水道事業会計補正予算について質疑させていただきます。12月の定例会でも入るを量りて出ざるを為すという話、礼記の言葉を引用させていただきました。それで今回、収益的支出についての補正ということで提案いただいておりますが、収入についてはまだ、ちょっとこのこれから先のところ見えてこない部分もあるかと思うんですけれども、今回のその補正と申しますか、新型コロナの影響、先の水道事業戦略についてと関わってくる部分があるかと思うんですが、どのような影響があるのかということですね、まず一つ。

それとあと町民からも要望としてですね、上下水道の減免、これについて検討できないのかと、そういうような声も寄せられているところでございます。それで今後恐らく滞納もあったりだとか、やはりこの事業者の方、または町民の方、水道料金についてもですね、色々こう考えてほしいという要望さらにまた出てくるんじゃないかなという風に思いますし、全国、例えば尼崎だったかと思いますが、そういうところでも半年間ぐらいの減免をやり始めている、そういうような市町村もございます。それで、今回の新型コロナの経済対策の中でそういうような、事業所については今回対策として載っかってますけれども、一般町民に対してのそういうような減免を検討されたのかどうか、まずその2点について伺います。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 長野水道整備室長。

○水道整備室長(長野克哉君) 1点目水道事業全般に対しての影響をと申すことでございます、ということによろしいですね。今回の緊急的に今回、水道料の減免を行うということで、対象者につきましては営業、宿泊等ですね、の届出をされてる方が対象ということにさせていただいているところです。当面の減免を実施したとして、当然その分減収ということになるんですけれども、その部分につきましては、現在の留保資金がございますので、その中で対応が当面は可能かなという風に考えているところです。ただ、この減免の内容につきましては、水道事業、経営という観点というよりは町民全般に係る事業所ということですが、今回の緊急的なコロナ被害、感染拡大の防止のために自粛をしている、その部分の対応のために必要となる減免という風に位置付けておりますので、当然この減収部分について何らかの形で今後、町一般会計の方ともご相談をさせていただいてということは当然必要になってくるかなという

考えでおります。水道の事業の会計の留保資金としては当然、将来の水道事業の継続のための留保資金として今持っているものが本来でございますので、そちらの趣旨を鑑みて、町一般会計とも相談させていただきながらというのが今後なってくると思いますが、まだその辺の打合せはまだこれからということでございますので、現状としては緊急の時に対応すると、留保資金で対応すると、今後については、これから検討していくという状況でございます。

2点目につきましてですが、町民、個人の方から減免の要望があるということによろしいですか、そういうことですね。ちょっとこちらの方で個人の方の水道料の減免について、要望何があるというような把握はちょっと案を考えた段階ではなかったんですけども、減免のどういう条件で減免をするというところの検討の中では、現在、事業主以外にも主に雇用されて、被雇用者、勤めている方で、例えばその今回のコロナの影響で仕事がなくなったりとか、例えば派遣のお仕事だとかですと、そういう影響で仕事がないというような方も当然いらっしゃると思います。ですのでその辺のところも含めて検討は一応させてはいただいたんですけども、今回の水道の事業ということでその個人の方までにつきましては、その減収の状況が捕捉できないということがございまして、それで一番今回の被害、直接受けていらっしゃるところの営業で水を使っている方ということで、町の方で把握しているその営業、宿泊、飲食等ですね、の届出をされている事業者ということに限定をさせていただいて、それであれば皆さんその経営の中で、売上のところの数字を当然押さえていらっしゃると思いますので、こちらの方でその減収の度合いが判断できるということで、この様な形に、そういう形に整理をさせていただいたというところでございます。ですので現状では一応検討しましたけれども、そういう形で事業主と、事業者という形で整理をしたというところでございます。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 11番青田議員。

○11番(青田知史議員) はい、答弁いただきまして、これまた町長の方に聞いた方が良いのかもしれないんですけども、入るを量りて出ざる部分で、家計もですね、やっぱり入りと出る、そういう部分があります。水道料金は出る側に家計から見たらなるかと思えます。それで、今回の様々なその経済対策ということで打って出て、それでクーポン券、5,000円クーポン券発行されましたということですね、そういうことも町長の方にも色々ご意見等寄せられているかと思うんですけども、やはりトータルでですね考えた時に、この水道料金も一つのはですね、経済対策として活用できるんじゃないかと。出る部分を、町民の家計の出る部分を少しでも半年でも減らすことによって、それが経済効果として表れてくるんでないかなという風に私自身は考えております。それで、今回のその水道の戦略、どこまで影響があるかというところはまだ計り知れない部分はあるかと思うんですけども、水道の会計にですね、会計に影響出るのか、計り知れない部分ありますが、やはりですね、先ほど室長の方の答弁にもあり

ましたように、やはりこう緊急的に町民に対してのその収益云々、水道戦略を置いて、まずは事業者の方に対してのそういうような支援を行うというそういう姿勢があるのであれば、やはり町民の皆さんに対してのですね、この減免について水道事業戦略を1回見直す、新型コロナの後のことを踏まえた上でですね、しっかりと考えて状況を見た上で、今回施策としてですね出すことが可能かどうか、その辺りについてですね、町長の考えを伺いたいと思います。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) もし答弁漏れありましたらご指摘ください。水道料金につきましては上下水道につきまして営業届を出している事業所さんにつきまして、減収分に依じて減免、全額免除も含めてでございますけれども、という措置をとらせていただいております。その理由につきましては、もちろん新型コロナウイルス感染拡大に伴う事業への影響がそこは捕捉できる、把握できるということでございます。で、一般町民の方でございますけれども、ほぼ新型コロナの影響がない、受けていらっしゃらないご家庭も当然ある訳でございます、一律全ての町民の方対象というのは中々ご支援の仕方として制度設計はしにくいというところがございました。その中でやはり直接的に営業へ影響のあった方という形をとらせていただきました。もちろん新型コロナに係わらず、現状の規定の中で水道料金の減免の規定はございますので、その家庭状況に応じての、コロナとは別にも、新型コロナではなくても、突発的な家計状況の変化に応じては、減免は勿論できますので、その中で対処してまいりたいなという判断で今回の減免規定という形になりました。

今室長、答弁しましたように、今回の上下水道の減免の対象となる想定される額につきましては、現会計の中の留保資金によって対処できるという判断の下で組んでおりますので、今持っている水道事業の計画そのものについて、どうこうというものではございませんけれども、今後これが新型コロナの影響が長引いてきた場合、それが水道だけではございません、各分野に大きな影響を及ぼしてくる可能性もございます。そういう時には、これは大きくは税収そのものがそうですけれども、今までとは全く想定とは違う形にならざるを得ない部分っていうのは、各会計で出てこようかと思っております。そこは厳格に減収、町としては入ってくる側の入りの方を厳格に見通す中で、計画の見直しを進めることは当然必要になってくるだろうなという風に考えてございます。以上です。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 11番青田議員。

○11番(青田知史議員) 最後に一つだけなんですけれども、例えばですねその町民に対しての減免も難しいかと思いますが、やったと仮定したと、それとあと合わせて、その今回事業所としての事業者に対しての経済策やりましたと、そのやった場合にですね交付税措置というの

あるんですかね、結果的にというか間接的にでも良いんですけども、交付税措置があるのかどうかということをお伺いします。

○議長（佐藤晴観議員） 休憩します。

休憩宣告（午前11時38分）

再開宣告（午前11時38分）

○議長（佐藤晴観議員） 再開します。

（「はい」の声）

角和町長。

○町長（角和浩幸君） 上下水道減免に関する交付税措置はございません。

○議長（佐藤晴観議員） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。はじめに、議案第3号について討論はありませんか。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。これで議案第3号について討論を終わります。

次に、議案第4号について討論はありませんか。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、日程第7、議案第3号の件を採決します。議案第3号、令和2年度美瑛町一般会計補正予算（第2号）についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

挙手多数であります。したがって、議案第3号の件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第8、議案第4号の件を採決します。議案第4号、令和2年度美瑛町水道事業会計補正予算（第1号）についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

挙手多数であります。したがって、議案第4号の件は原案のとおり可決されました。

閉会宣告

○議長（佐藤晴観議員） これをもって、本臨時会に付議された案件の審議は、全て終了しました。会議を閉じます。令和2年第3回美瑛町議会臨時会を閉会いたします。

閉会挨拶

○議長（佐藤晴観議員） はい、お疲れさまでした。町がクールビズですか、美瑛町は以前6月からでしたが今年から異常気象も鑑み、5月からやるよというところで議会もですね、合わせて5月からという風な形にとらせていただいているところでございます。とは言え、外は今日も何かちょっとひんやりとかしてるような状況ですけども、桜は大分満開に近いんじゃないかというぐらい咲いております。その桜をですね、寒いながらも見て元気をもらってますね、そしてこのコロナウイルスが本当に早く収束することを願い、頑張っていけたらと思っております。お疲れさまでした。

午前11時40分 閉会

上記のとおり相違ないことを証するため、ここに署名します。

令和2年6月4日

美瑛町議会 議長 佐藤 晴 観

議員 濱田 洋 一

議員 野村 祐 司